

# 地域未来投資促進法及び地域未来牽引企業等の概要について

## 1 地域未来投資促進法（H29.7施行）

- ①地域の特性を生かして、②高い付加価値を創出し、③地域の事業者に対する経済的波及効果を及ぼすことにより、地域経済を牽引する事業「**地域経済牽引事業**」を促進する。
- 具体的には、都道府県知事等が承認した「**地域経済牽引事業**」に対して、税制、補助制度、金融、規制の特例措置等の政策資源を集中投入して支援を行うもの。
- 3年で2,000社程度を支援し、1兆円の投資拡大、GDP 5兆円の押し上げを目指す。

### 地域経済牽引事業

- ①地域の特性を生かして、
- ②高い付加価値を創出し、
- ③地域に相当の経済的波及効果を及ぼすことにより、地域経済を牽引する事業

都道府県知事等が承認

### 基本計画（都道府県と市町村が策定）

- ・地域の特性と推進分野
- ・地域経済牽引事業の要件 など

- ①税制（減税）
- ②補助制度
- ③金融
- ④規制の特例措置 等

企業のニーズに合わせて集中的に支援

- H30.12.4現在、本県では、全国最多の84件の地域経済牽引事業計画を承認

## 2 地域未来牽引企業の選定（担い手の候補）

- 今後の地域経済を牽引することが期待される企業（地域経済牽引事業の担い手候補）を、「**地域未来牽引企業**」として選定。

### 【選定のねらい】

- ◎ 選定された企業に、自らのポテンシャルを知っていただき、今後の地域を牽引する事業に積極的に取り組んでいただくための動機付け
- ◎ 地域の産学官金の関係者に、地域経済の成長の核となる企業をご認識いただき、活発な協力・連携等の自律的な取組を促すこと 等

- 第1回選定（H29.12.22） 全国2,148社（本県61社）
- 第2回選定（H30.12.25） 全国1,543社（本県53社）

※選定企業は経済産業省ホームページに掲載

### 【選定方法】

- ◎ ビッグデータや、自治体、経済団体、金融機関等の推薦を踏まえ、有識者で構成される選定委員会の検討を踏まえて審査・選定

## 3 地域未来牽引企業サミットの開催

- 地域未来牽引企業に対して、選定趣旨と期待を示し、各種支援施策を紹介するとともに、
- 企業同士の交流を深め、協働して新たなビジネスの契機となることを目指すもの。

### 【開催状況】

- 福島県会津若松市（H30.4.14）
- 熊本県熊本市（H30.7.21）
- 新潟県（H31.3.16開催予定）

※これまでの開催状況等は経済産業省ホームページに掲載